

出版ゾーニング委員会運営要領

2001年7月11日

出版倫理協議会承認

第一 (目的)

出版の自由を守り、青少年の健全な育成をはかるため、出版物の区分陳列による販売をいっそう促進することを目的とした出版ゾーニング委員会(以下「委員会」という)を出版倫理協議会(以下「出倫協」という)に設置する。

第二 (委員会の構成)

- ①委員会は次の委員によって構成される。
 - 一 出倫協構成団体 各1名
 - 二 出版倫理懇話会(以下「出倫懇」という) 1名
 - 三 学識経験者 3名
 - 四 出倫協議長
- ②委員長は委員が、学識経験者の中から選出する。
- ③委員の任期は1年とし再任を妨げない。

第三 (委員会の会議)

- ①委員会は原則として隔月1回開催する。
- ②委員会の会議は委員長及び出倫協議長を含む委員の三分の二以上の出席を必要とし決定は出席者の全員一致を原則とする。
- ③委員会の会議は委員長が召集する。

第四 (委員会の任務等)

- ①委員会は、出倫協及び出倫懇に加盟する出版社が発行する雑誌類の内容に主として著しく性的、暴力的ないし残虐な表現があり、青少年に不適當であるとされ、かつ爾後も同様の内容が続くと判断される雑誌類には、別に定める識別マーク(以下「マーク」という)を表示するよう出版代表者又は編集責任者に要請する。但し、日本出版取次協会の委員は本項の決定には加わらないこととする。
- ②マークを表示した雑誌類が、編集内容の変更等の理由でマークを外すときは委員会に届け出ることとする。
- ③委員会は、第一項以外の出版物についても、必要と認めたときは適当な措置をとることとする。
- ④委員会は、マークその他区分陳列に関する事項について出倫協に対し提言することとする。
- ⑤出倫協加盟の出版取次は、マークが表示された雑誌類の配本については慎重に取り扱うとともに、版元及び書店への要請・伝達の徹底に努める。
- ⑥出倫協加盟の書店は、マークが表示された雑誌類は区分陳列して青少年が入手できないように配慮する。

第五（判断基準等）

マーク表示の判定基準及び形式については別途定める。

第六（事務局）

委員会に事務局を設ける。事務局の任務は次のとおりとする。

- 一 委員会の事務を担当するとともに、委員会の作業に必要な雑誌類を収集する。
- 二 上記の雑誌類のうちからマーク表示に相当と思われるものを選別して、委員会に提出する。

第七（改正）

本要領を改正する場合は、出倫協の承認を得なければならない。

第八（付則）

- ①従来の「成年向け雑誌」マークは、当分のあいだ本要領の定めるマークとみなす。
- ②本要領は2001年9月1日より施行する。

マーク表示の判定基準

「出版ゾーニング委員会運営要領」第四①により、同委員会がマーク表示が適当であると認める判定基準は次の通りとする。

I 著しく性的な表現があり青少年に不相当であると認められる雑誌類

- ①全裸もしくはこれに近い状態での性交またはこれに類する性行為を被写体とした写真またはこれらを描写した絵を含む内容が、当該雑誌類の大半を占めるもの
- ②性器・恥毛をあからさまに描写した写真もしくは絵が相当数含まれるもの
ただし医学的もしくは美術的目的のものを除く。
- ③全裸もしくはこれに近い状態での性交またはこれに類する性行為や性器・恥毛をあからさまに描写したシーンを含むCD-ROM等パッケージ系電子出版物を付録とした雑誌類

II 著しく暴力的ないし残虐な表現があり青少年に不相当であると認められる雑誌類

- ①殺人・拷問・暴行・私刑など残虐な感じを与える行為を誇大または刺激的に描写した内容が、当該雑誌類の相当部分を占めるもの
- ②自殺や犯罪を肯定的にあるいは賛美かつ唆す意図で描いたものが、当該雑誌類の相当部分を占めるもの
- ③上記内容の暴力的もしくは残虐的な内容を含むCD-ROM等パッケージ系電子出版物を付録とした雑誌類